

グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業のうち、
地域低炭素化推進事業体設置モデル事業

地域の低炭素化事業を推進する事業体づくりを支援します。

補助対象者



- ・地方公共団体
- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- ・事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ・民間企業
- ・特定非営利活動法人 等

募集時期

平成31年4月

補助要件

- ・補助対象事業が地方公共団体実行計画（事務事業編若しくは区域施策編）若しくは同計画に類する地方公共団体が策定する計画に位置付けられた又は位置づける予定の施策であること
- ・補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に、電力供給又は補助事業で構築した強化・拡充事業を開始すること。

補助内容

事業化に係る費用の1/3、1/2、2/3を支援

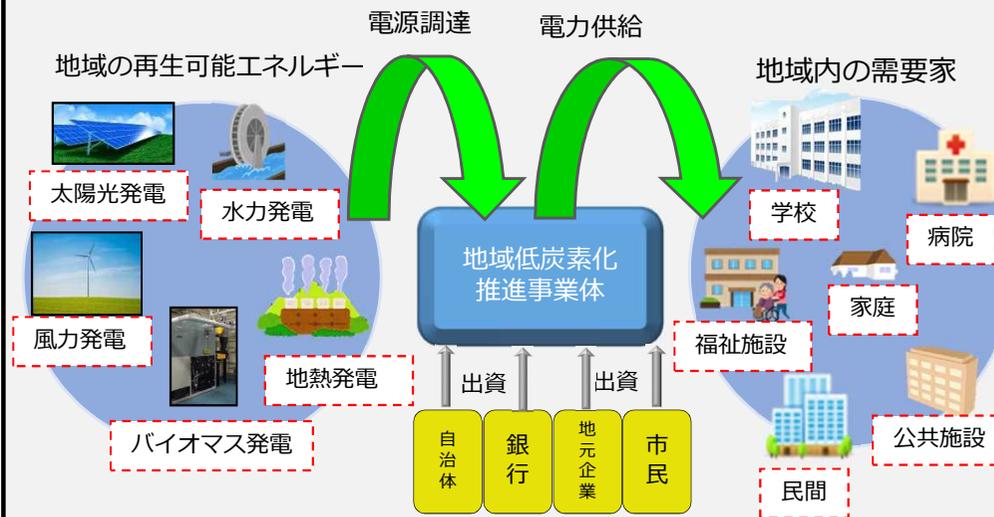
このような地方公共団体、民間団体等におすすめします。



- ・地域新電力の小売電気事業の運営・管理体制（方法・システム）を強化したい。
- ・地域新電力が地域の低炭素化等を推進する仕組みを構築したい。

ぜひ
ご検討
ください

事業スキーム





地域低炭素化推進事業体設置モデル事業

2019年度予算（案）
100百万円（100百万円）

大臣官房
環境計画課

背景・目的

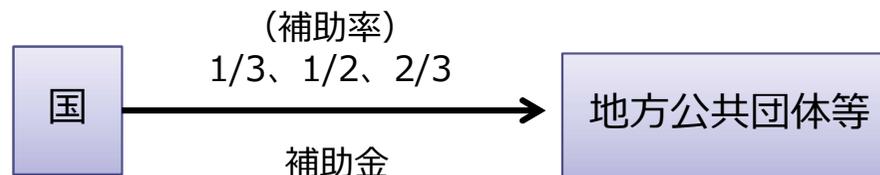
- 地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。

事業概要

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化（事業体の立ち上げ又は拡充）に係る費用の一部を補助する。

事業スキーム

実施期間：2018年度（平成30年度）～2020年度（最大3年間）

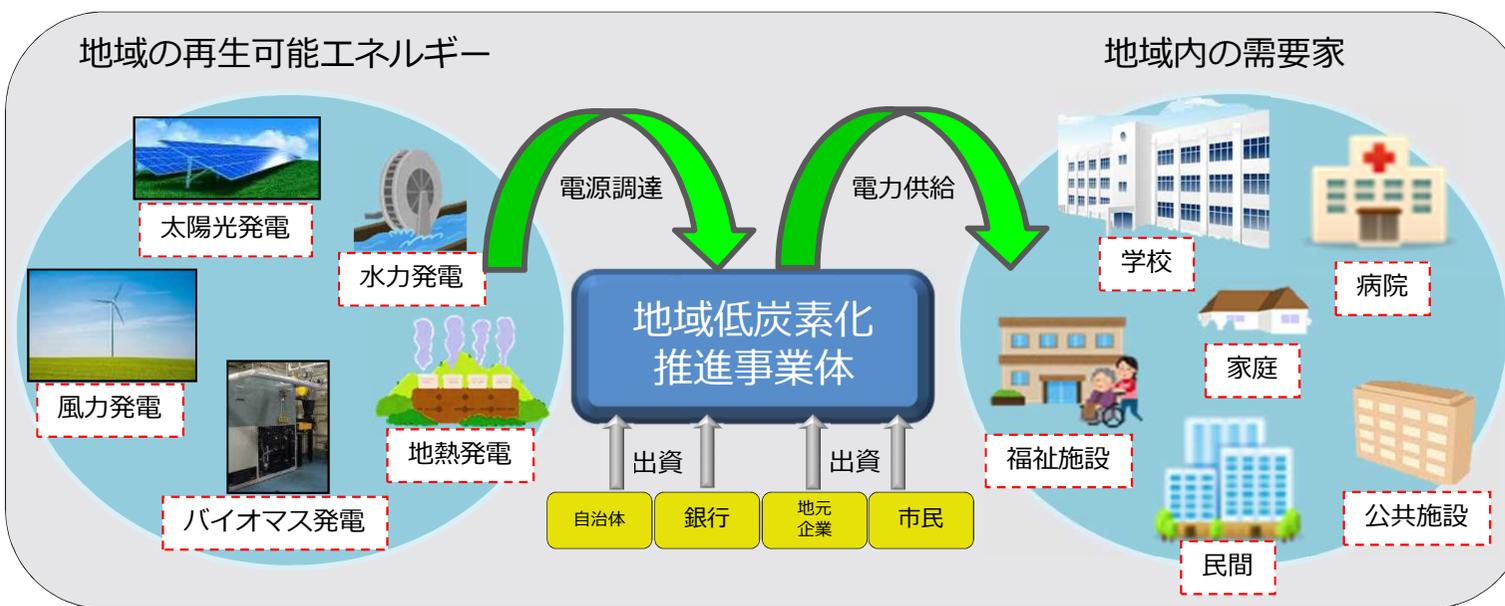


事業目的・概要等

期待される効果

- 地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体の形成
- 将来的な他地域への自立的普及に向けた事業モデルの確立

イメージ



- <事業体の主な特徴（例）>
- 地方公共団体の積極的な参画・関与
 - 地域金融機関の協力（資金調達、事業性の評価等）
 - 地元企業や一般市民の出資
 - 電源調達に占める再エネ比率の向上（CO2排出係数の低減）
 - 需給管理等の事業ノウハウ蓄積
 - 地域課題の同時解決 等